

広島市長様

「中高生に向けた自習室」の提供に係る協力確認書

広島市が推進する「中高生に向けた自習室」の提供事業に賛同し、自習室の提供と必要な協力を行います。

なお、自習室の提供に当たっては、以下の事項を遵守します。

- 1 中高生が利用しやすい場所にある自習室を、無料かつ一定期間にわたり継続的に提供します。
- 2 見通しが良いなど安全・安心な自習室の環境づくりに努めます。
- 3 自習室を利用する中高生に対し、自社の製品やサービスについて営業活動や積極的なプロモーション活動は行いません。
- 4 中高生の個人情報は、企業による営業・宣伝等の営利目的で取得・利用しません。

企業・大学・地域団体名 ※	
所在地	
連絡先 ※	
担当者	
提供する自習室の所在地 ※	
開設日	
座席数 ※	席
自習室開設時間 ※ (長期休暇中のみも可)	平日 : ~ : 土曜日 : ~ : 日曜日 : ~ : 祝日 : ~ : 長期休暇中 (開設日時を御記入ください。) []
「中高生に向けた自習室」 協力企業として 本市ホームページへの掲載	☐ 希望する ☐ 希望しない ・協力企業として本市ホームページへ掲載する企業については裏面を御確認ください。
掲載希望リンク先	・掲載希望リンク先には※の項目について記載をお願いします。 リンク先に自習室に関する記載がされなくなった場合は速やかにお知らせください。

以下の企業等については、「中高校生に向けた自習室」協力企業として本市ホームページへの掲載はお断りさせていただいております。御理解くださいますようよろしくお願いします。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- 2 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- 3 ギャンブルに関する企業等
- 4 投機的商品に関する業種
- 5 占い又は運勢判断に関する業種
- 6 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- 7 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業
- 8 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- 9 政治活動又は宗教活動を助長するおそれがあると判断される事業者
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある事業者
- 11 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- 12 その他青少年の健全育成等の観点から、当該企業等が自習スペースを提供していることを本市が周知することが適当でないと認める企業等